



かごんまの色

2020

Special
Edition

保証 月報

Hosho Geppou
KAGOSHIMA

新型コロナウイルス感染症 対策特集号

- ◆2つの別枠保証制度を利用した
新型コロナウイルス感染症対応融資制度一覧表
- ◆5月1日創設! 新型コロナウイルス関連緊急
経営対策資金

(統計情報につきましてはホームページにてご確認ください)

2020 JAPAN



I WON'T LOSE TO

CORONA!

「宣言! コロナにゃ負けんど!」ポスター

画像提供 ヒーローズデザイン 代表 松田 貴志
(鹿児島県よろず支援拠点 コーディネーター)

新型コロナウイルスの影響で苦境にある飲食店などの企業に向けて制作された著作権フリーのポスター。書道家でもある作者の筆文字が躍るデザインは、英訳文も添え迫力のある仕上がりとなった。4月13日にフェイスブックで公開したところ、県内外から反響があり、街中で見かける機会が増えている。自身も厳しい状況という作者は「心まで自粛しないよう、みんなでこのピンチを乗り越えたい」と前向きに語る。画像データは作者のフェイスブックかホームページでも入手できる。

LINE
公式アカウント



最新情報や経営支援に
役立つ情報を配信中!



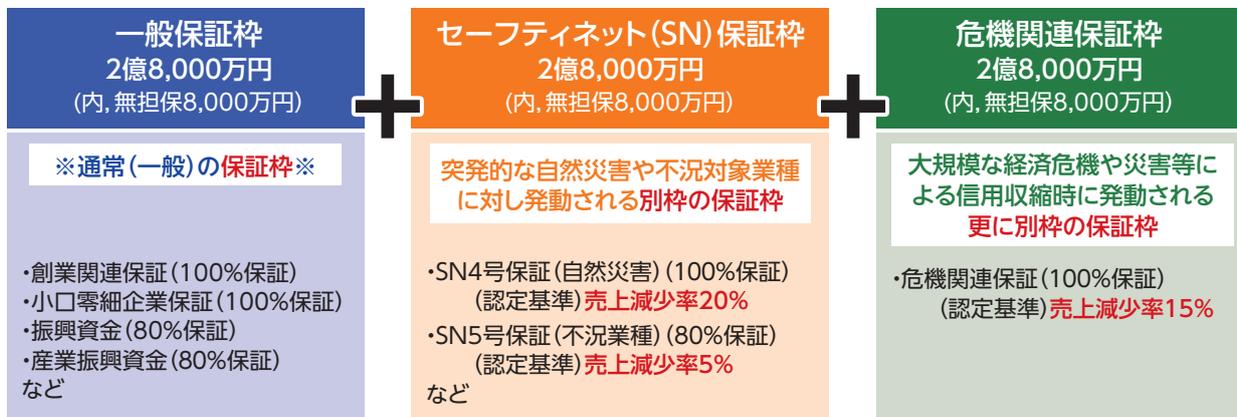
一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

経済危機や災害時に発動される 2つの別枠保証制度の仕組み



1 3段構えの信用保証枠で中小・小規模企業者をしっかりサポートします



新型コロナウイルス感染症の影響拡大により発動された2つの別枠保証制度

通常(一般)にご利用いただける一般保証枠を含め、現在3つの保証枠のご利用が可能となっており、**無担保による資金調達可能額は最大2億4,000万円**まで拡大されています。

- ◆令和2年3月2日 **SN4号保証**が**指定地域を全国**として発動
- ◆令和2年3月13日 **危機関連保証**が発動
- ◆令和2年5月1日 **SN5号保証**が**指定業種を全業種**に拡大
(取扱期間：令和2年12月31日保証申込受付かつ令和3年1月31日融資実行分まで)

2 2つの別枠保証制度をご利用の際は市町村の認定が必要となります

現在、発動されている2つの別枠保証制度には、**SN4号保証認定**、**SN5号保証認定**、**危機関連保証認定**の3つの認定基準が定められています。2つの別枠保証制度をご利用の際は、本店所在地(個人事業主は主たる事業所所在地)のある市町村にて利用する保証制度について認定申請を行い、認定書を取得する必要がありますのでご注意ください。なお、3つの認定基準は以下の通りとなっております。

セーフティネット保証 ※4号保証と5号保証は同枠であり合算して無担保扱額8,000万円迄

(1) セーフティネット保証4号認定(自然災害)(100%保証) ※今回指定地域として全国が対象
次の**いずれにも**該当すること。

- ◆指定地域において**1年間以上継続して事業**を行っていること。
- ◆災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として**最近1か月の売上高等**が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む**3か月間の売上高等**が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

(2) セーフティネット保証5号認定(不況業種)(80%保証) ※今回指定業種として全業種が対象
次の**いずれかに**該当すること。

- ◆**指定業種に属する事業**を行っており、**最近3か月間の売上高等**が前年同期比で**5%以上減少**。
- ◆指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

危機関連保証

危機関連保証認定（100%保証）※全国・全業種が対象

次のいずれにも該当すること。

- ◆金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
- ◆経済産業大臣が認める日（令和2年2月1日）以降において、原則最近1か月の売上高等が前年同月に比して、15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比し、15%以上減少が見込まれること。

topic

創業者等の方もご利用できるよう認定基準の運用が緩和されました【SN保証4号、5号認定、危機関連保証認定共通】

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた中小・小規模企業者の方もご利用ができるよう認定基準の運用が緩和されており、創業後3か月以上の事業実績があれば認定申請が可能となりました。

【緩和後の認定基準】

- (1)最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較し、各基準以上の減少
- (2)最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較し、各基準以上の減少且つ、その後2か月間（見込）を含む3か月間の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較し、各基準以上の減少
- (3)最近1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等を比較し、各基準以上の減少且つ、その後2か月間（見込）を含む3か月間の売上高等と令和元年10～12月の3か月を比較し、各基準以上の減少

※売上高減少率の認定基準に変更はありません。（SN保証4号▲20%、SN保証5号▲5%、危機関連保証▲15%）

3 市町村の認定窓口に提出する書類は以下のとおりとなっています

- ◆認定申請書（SN4号、SN5号、危機関連それぞれ申請書の種類が異なります）
- ◆委任状（金融機関が代理申請・受領を行う場合必要となります）
- ◆法人（個人）の実在確認書類
法人の場合：法人謄本（履歴事項証明書）、個人の場合：確定申告書の写しなど
（上記以外の実在確認、事業実態が分かる資料として、不動産賃貸契約書や光熱費の領収証、ネットショッピング等に登録された事業者概要など、複数（2種類以上）の情報を組み合わせて確認することも可能です）
- ◆売上高等の説明資料（以下の（1）、（2）のいずれかの資料）
 - (1)各月の売上高が分かる書類（売上台帳など）
 - (2)市区町村が定める所定の様式（各月の売上高等を記載するものであって、法人（個人）により真正性を証明させるもの）

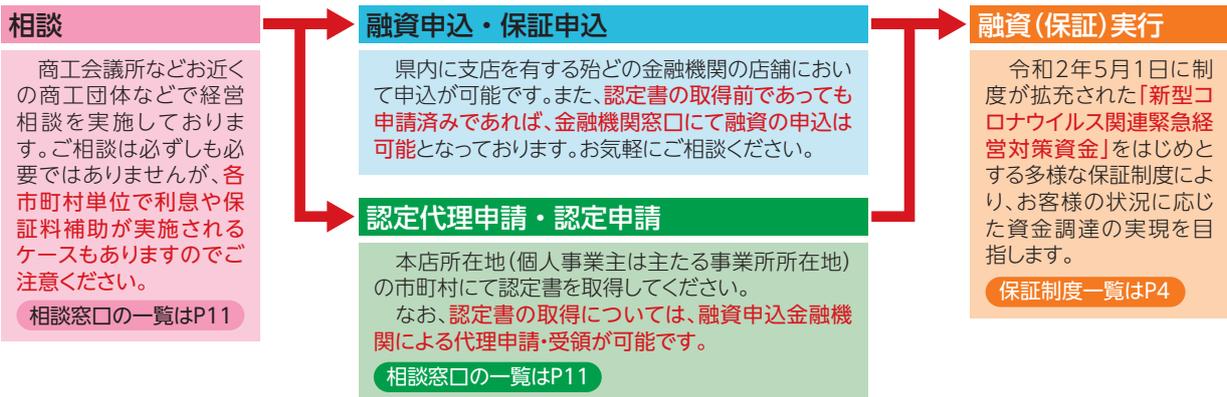
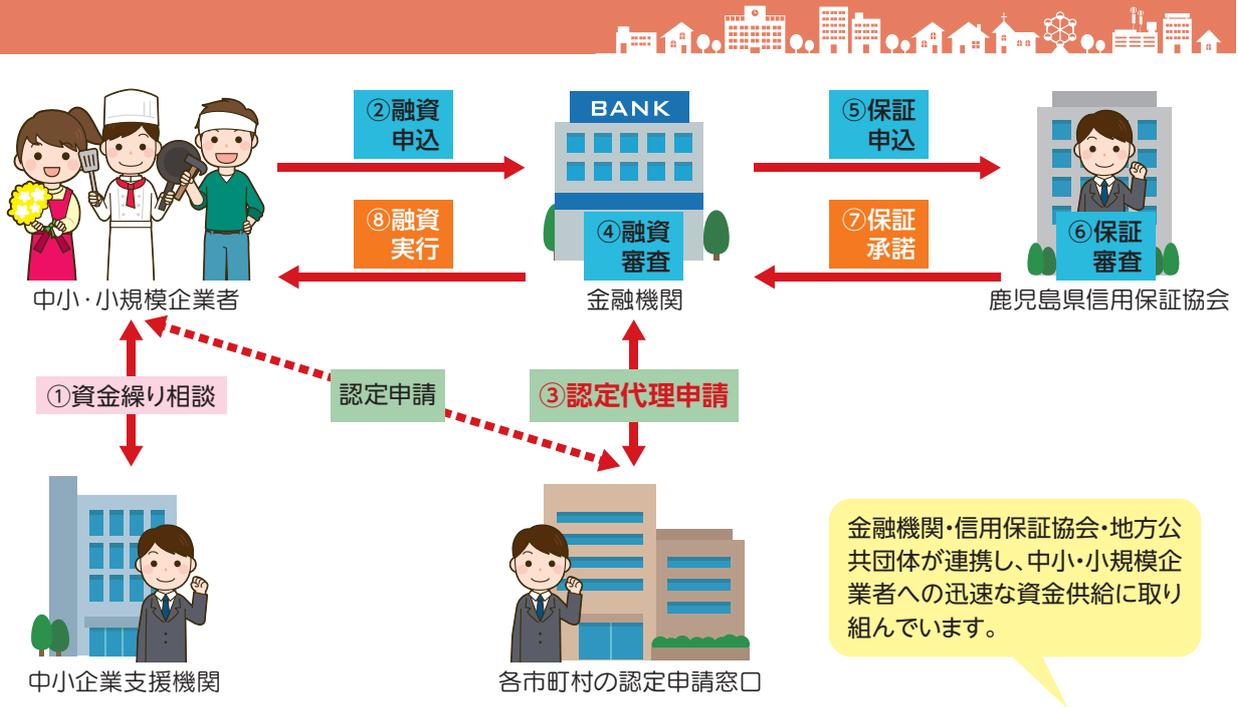
topic

認定手続きの迅速化について

- ◆認定の有効期限は一律令和2年8月31日までとされました。
有効期限は認定書発行日より30日間とされていましたが、令和2年7月31日発行分までにつきましては、一律同年8月31日まで有効とされました。
（有効期限内であれば、2回目のご利用の際も、原則として再取得は不要です。）
- ◆認定手続きは、申込金融機関による代理申請・代理受領が始まっています。
認定窓口の混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るため、認定手続きについては、金融機関による代理申請・代理受領を原則としました。

※このほか認定の詳細につきましては、お申込金融機関または各市町村（P11各市町村の窓口一覧参照）へお問い合わせ願います。

2つの別枠保証制度を利用した資金調達の流れ



当協会の保証審査・経営支援体制

新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り対策として、当協会では、休日を含む相談窓口を設置するとともに、国のセーフティネット保証や危機関連保証制度を活用し、中小・小規模企業者への迅速な信用保証に取り組んでいます。

資金繰り表などの提出は、真に必要な場合のみに限定するなど提出書類を簡素化し、赤字、債務超過先や貸出条件緩和先に対しても、実情に応じた最大限の配慮を行っております。

資金繰りなどについてお困りの際は、お気軽に当協会までご相談ください。

- 1 保証申込み等に関する相談
保証部 電話番号 099-223-0271
- 2 条件変更(返済条件の緩和)等に関する相談
経営支援部 電話番号 099-223-0274

※1、2共に開所時間
9:00~17:15(土日、祝日は17:00)迄

2つの別枠保証制度を利用した新型コロナウイルス感染症対応融資制度一覧表



1 協会制度

制度種類	危機関連保証	セーフティネット(SN)保証
必要な認定	危機関連保証認定 (100%保証, 売上減少率15%以上)	SN保証4号認定 (100%保証, 売上減少率20%以上) SN保証5号認定 (80%保証, 売上減少率5%以上)
保証限度額	運転・設備資金 2億8,000万円(無担保扱額8,000万円まで)	運転・設備資金 2億8,000万円(無担保扱額8,000万円まで)
保証期間 (据置期間)	運転・設備資金 10年 (2年)	運転・設備資金 10年 (1年)
保証料率	年0.80%	SN4号保証 年0.87% SN5号保証 年0.80%
貸付利率	金融機関の所定利率	金融機関の所定利率

2 鹿児島県融資制度〔 危機関連保証 セーフティネット保証 〕

制度種類	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金		セーフティネット対応資金	
	NEW(令和2年5月1日追加) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金	現行制度	NEW(令和2年5月1日追加) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金	現行制度
必要な認定	危機関連保証認定 SN保証4号認定 SN保証5号認定	危機関連保証認定 SN保証4号認定 SN保証5号認定	SN保証5号認定	SN保証4号認定 SN保証5号認定
保証限度額	運転・設備資金 4,000万円 3,000万円	1,000万円 (3,000万円を超える部分)	運転・設備資金 3,000万円	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
保証期間 (据置期間)	運転・設備資金 10年 (5年)	運転・設備資金 10年 (2年)	運転・設備資金 10年 (5年)	運転資金7年, 設備資金10年 (2年) (3年)
保証料率	年0.00%	年0.00%	年0.425% 経営者保証無の場合0.525%	SN4号保証 年0.65% SN5号保証 年0.62%
貸付利率	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し, 3年間は実質0%	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し, 1年間は実質0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%

NEW 令和2年5月1日追加された「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、令和2年度補正予算に基づく「民間金融機関を通じた資金繰り支援」に係る具体的施策です(全国統一の保証制度)。
次ページ以降において制度のメリットなどを取りまとめておりますので、ご確認ください。

3 鹿児島市中小企業融資制度〔 危機関連保証 セーフティネット保証 〕

制度種類	経営安定化資金(危機関連保証対応)	経営安定化資金(セーフティネット保証対応)
必要な認定	危機関連保証認定	SN保証4号認定 SN保証5号認定
保証限度額	運転・設備資金 3,000万円	運転・設備資金 3,000万円
保証期間 (据置期間)	運転資金7年, 設備資金10年 (2年)	運転資金7年, 設備資金10年 (2年)
保証料率	年0.00%	SN4号保証 年0.00% SN5号保証 年0.16%
貸付利率	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超7年以内 年1.9% 7年超10年以内 年2.0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%

ご留意点 各制度の保証限度額を超える場合でも、3つの信用保証制度枠(P1信用保証制度の仕組み参照)の範囲内でご利用いただける融資制度がございます。詳しくは当協会までお問合せください。

5月1日より全国統一の保証制度が始まりました! (新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金等の制度拡充)

5月1日
受付開始

国・県の「実質無利子融資の民間金融機関への拡大」の具体的施策

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金

3,000万円まで保証料0%、3年間は金利負担(実質)0%、元金据置期間最大5年

1 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金等の制度拡充

新型コロナウイルスの影響により売上高の減少が**5%以上**ある中小・小規模企業者に対し、**5月1日より2つの融資制度が拡充**されました。

	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金		セーフティネット(SN)対応資金
利用要件	個人かつ小規模企業者		個人かつ小規模企業者でない方
	売上減少率が 5%以上 である		売上減少率が 15%未満 である
借入限度額	個人かつ小規模企業者でない方		
	売上減少率が 15%以上 である		
借入限度額	運転資金・設備資金 4,000万円(但し、3,000万円超の場合2口で申込)		運転・設備資金 3,000万円
	3,000万円まで	3,000万円超~4,000万円まで	
保証期間(据置期間)	10年(5年)	10年(2年)	10年(5年)
信用保証料*	0%	0%	0.425%(経営者保証無しの場合0.525%)
貸付金利	1年以内 年1.4%	1年以内 年1.4%	1年以内 年1.6%
	1年超3年以内 年1.6%	1年超3年以内 年1.6%	1年超3年以内 年1.8%
貸付金利	3年超5年以内 年1.7%	3年超5年以内 年1.7%	3年超5年以内 年1.9%
	5年超10年以内 年1.9%	5年超10年以内 年1.9%	5年超7年以内 年2.1%
利用する保証制度 (必要な認定書の書類)	但し、 3年間は(実質)0%		7年超10年以内 年2.2%
	但し、 1年間は(実質)0%		
利用する保証制度 (必要な認定書の書類)	SN保証: 4号認定書(100%保証), 5号認定書(80%保証)		SN保証: SN5号認定書(80%保証)
	危機関連保証: 危機関連認定書(100%保証)		—
借換えについて	本制度は、既存保証付き借入の借換えも可能となっております。 詳細は、「2.借換判定シート」にてご確認ください。		

◆取 扱 期 間: 令和2年5月1日受付~令和2年12月31日受付かつ令和3年1月31日融資実行分まで

◆小規模企業者: 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人以下)である事業者

◆S N 保 証: セーフティネット保証の略称

*条件変更に伴い追加で生じる保証料は、補助がない為、お客様の負担となります。

topic

借換えに関するQ&A

4月に新型コロナウイルス関連の保証制度を利用して融資を受けたが、5月1日に拡充された制度の優遇措置「保証料0%、貸付金利実質3年間0%、据置最大5年」は受けられないのですか?

答 お手数をおかけいたしますが、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金にて再度お申込をいただき、借換えすることにより優遇措置を受けていただくこととなります。
借換への可否については、「2.借換判定シート」にてご確認ください。

保証料補助及び利子補給を目的として、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金等を利用して、コロナウイルス感染症が発生する前の既存の保証協会の借入をまとめたり、借り換えることはできますか?

答 可能です。なお、借入は一部内入れとすることも可となっています。
(例) 既存の保証付き借入5,000万円に本制度3,000万円を内入れするケース
→借換え後は、既存の保証付き借入2,000万円、本保証制度3,000万円の2口となります。
但し、既存の保証付借入については条件変更(一部繰上げ返済による返済方法の変更)が必要となります。
なお、借換えにあたっては、「お客様の事業規模」、「借換えたい既存借入の融資実行日・保証割合」、「取得する認定書の種類」、「利用する融資制度」によってさまざまなパターンが想定されますので、「2.借換判定シート」を確認のうえ、申込金融機関へご相談ください。

2 借換判定シート

借換え時の3つのポイント

- Point 1** 本制度は「**利払い負担の軽減**」を目的とした、既存保証付き借入の借換えにもご利用できます。
- Point 2** 原則、80%保証の借入を100%保証の資金で借り換えることはできません（特例有り）。
- Point 3** 借換えたい既存借入れの「**融資実行日**」・「**保証割合**」によって、「**借換えの可否や本制度により利用する保証制度（必要な認定書の種類）**」が異なります。

まずは、借換えたい既存借入れの「**融資実行日**」・「**保証割合**」をご確認ください。

個人かつ小規模企業者の場合

借換えたい既存保証付き借入れ				今回利用する保証制度 (必要な認定書の種類)	
融資実行日	保証割合			SN4号認定 (100%保証)	SN5号認定 (80%保証)
令和2年 1月28日以前	① 一般保証等 80%保証	SN5号保証 80%保証		×	○
	② 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証		○	○
令和2年 1月29日以降 ～4月30日迄	③ 一般保証等 80%保証	SN5号保証 80%保証		○ (但し3,000万円迄)	○
	④ 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証	危機関連保証 100%保証	○	○
令和2年 5月1日以降～	⑤ 一般保証等 80%保証			×	○
	⑥ 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証	危機関連保証 100%保証	○	○
			本資金 SN5号保証 80%保証		○

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金
にて申込

個人かつ小規模企業者以外の方の場合

借換えたい既存保証付き借入れ				今回利用する保証制度 (必要な認定書の種類)	
融資実行日	保証割合			SN4号認定 (100%保証)	SN5号認定 (80%保証)
令和2年 1月28日以前	① 一般保証等 80%保証	SN5号保証 80%保証		×	○※1
	② 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証		○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満)※2
令和2年 1月29日以降 ～4月30日迄	③ 一般保証等 80%保証	SN5号保証 80%保証		○ (売上減少率15%以上) (但し3,000万円迄)	○ (売上減少率15%未満)※2
	④ 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証	危機関連保証 100%保証	○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満)※2
令和2年 5月1日以降～	⑤ 一般保証等 80%保証			×	○※1
	⑥ 創業関連・小口零細企業等 100%保証	SN4号保証 100%保証	危機関連保証 100%保証	○ (売上減少率15%以上)	○ (売上減少率15%未満)※2
			本資金 SN5号保証 80%保証		○

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金
にて申込

セーフティネット対応資金
(但し、※1は特例として売上減少率15%以上で
新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金)

にて申込

※1 SN5号認定書に記載された売上減少率が15%以上の場合、特例として新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金がご利用いただけます。売上減少率が15%未満の場合、セーフティネット対応資金のご利用となります。

※2 売上減少率が15%以上の場合は、危機関連認定書を取得し新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金をご利用ください。売上減少率が15%未満の場合は、SN認定書5号を取得しセーフティネット対応資金のご利用となります。

新型コロナウイルス感染症に関する よくあるお問い合わせ



質問 **【中小・小規模企業者】**
奄美群島に事業所を有す中小・小規模企業者は、新型コロナウイルスに対応する信用保証制度の利用が可能ですか？

答 2つの別枠保証制度(セーフティネット保証、危機関連保証)をご利用いただけます。詳しくは最寄りの金融機関および独立行政法人奄美群島振興開発基金(相談窓口一覧、P11参照)へご相談ください。

質問 **【申込金融機関】**
新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金はどの金融機関で利用ができますか？

答 鹿児島銀行、南日本銀行、県内の各信用金庫、各信用組合で事業資金を取り扱う店舗であれば、どこでもご利用が可能です。福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫は県内の営業店でのみご利用いただけます。日本政策金融公庫ではご利用いただけません。なお、日本政策金融公庫の特別貸付との併用は可能です。

質問 **【新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金(5月1日追加、全国統一上限3,000万円)】**
(1)新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金を利用中(または完済した)の中小・小規模企業者が、再度(複数回)本制度を利用することは可能ですか？
(2)この制度は無担保だと聞いていますが、有担保となるケースがありますか？

答 (1)借入限度額3,000万円を超えない範囲においては複数回利用することが可能です。
(2)以下のケースを除き、無担保で審査を行います。
ケース① 借換え対象となる保証が根抵当権を条件とした有担保扱いの保証であって、当該担保が引き続き必要と判断され、借換え前と同額以下の保全額となる担保条件で借換えを行う場合。
ケース② 中小企業者からの希望により既に設定している根抵当権を流用する場合。
ケース③ 既に設定している根抵当権を流用して、担保充足型によって経営者保証を提供しないことを中小企業者が希望している場合。
ケース④ 融資を受けた資金で購入する物件に(根)抵当権を設定し、担保として徴求する場合。

質問 **【対象業種の拡大】**
どのような業種でも認定を申請することができますか？

答 農林漁業、金融業、取り立て業などは、取得することができません。
風営法第3条第1項の適用を受けた接待飲食等営業(公序良俗に反するなど社会的批判を受ける恐れのないもの)やパチンコホール等については、令和2年5月15日より、信用保証協会の保証対象業種に加わりましたので認定申請が可能となりました。

質問 **【経営者保証免除対応】**
経営者保証免除対応について教えてください。

答 「法人の事業者で資産超過」・「法人と個人の分離が確認できる」ことが必要です。なお、お取り扱いには金融機関と当協会の審査があります。また、同免除対応の利用により上乗せする保証料率0.2%についても保証料補助の対象です。お申込の際には経営者保証免除対応確認書(原本)の提出をお願いします。

質問 **【金融機関が中小・小規模企業者に対し実施するモニタリング】**
モニタリングの実施について当協会へ報告するタイミングを教えてください。

答 全国統一の資金である鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金は、据置期間が1年を超える場合据置期間中のモニタリングがあります。
金融機関に対し期中管理・経営支援を促す観点からお願いしております。
融資実行日の属する半期(上半期4~9月、下半期10月~3月)を初回のモニタリング対象期間としています。報告期間については、モニタリング対象期間終了後2か月以内とし、上半期の報告期間は10月~11月末まで、下半期の報告期間は4月~5月末までとします。
なお、**令和2年12月31日までは当該報告が猶予**されております。

- | | |
|-----------|---|
| (例1)貸付実行日 | 令和2年 5月15日 |
| 第1回対象期間 | 令和2年 5月15日から令和2年9月30日 |
| 第1回報告期間 | 令和2年10月31日から 令和3年2月28日 (令和2年12月31日まで猶予されているため) |
| (例2)貸付実行日 | 令和2年11月16日 |
| 第1回対象期間 | 令和2年11月16日から令和3年3月31日 |
| 第1回報告期間 | 令和3年 4月 1日から令和3年5月31日 |

また、同資金以外の危機関連保証には、指定期間終了後から完済までのモニタリングがあります。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金のお申込に関する留意点(金融機関の皆さまへのお願い)



鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金の保証審査事務が円滑かつ迅速に実施できますよう、次の事項についてご協力をよろしくお願いいたします。

1 保証申込書類は提出前に再度記載漏れ等の確認をお願いします

【よくある不備事項】

(1) 決算書の提出漏れがあります

(申込受付ができません)

(2) 申込書類の記載漏れ・記載間違いがあります

(こちらで補記するため金融機関への再確認が必要となります)

※記載漏れの具体例※

- ①信用保証委託申込書(従業員数, 業況等, 納税状況, 団信加入希望など)
- ②中小企業制度資金融資申込書(業種, 電話番号, 融資申込受付機関確認欄など)
- ③信用保証依頼書(貸付条件, 取引状況, 申込人状況など)

(3) 納税証明書の未提出やコピーの提出があります

(法人市民税分の未提出, 他の税目(固定資産税等)での誤提出など) **(原本の提出が必要です)**

(4) コピーの提出が必要な書類について原本が提出されています

(原本が提出された場合, 当協会にてコピーし原本は金融機関へ返却しています)

※コピーの提出が必要な書類の具体例※

- ①印鑑証明書
- ②認定書
- ③中小企業制度資金融資申込書

(5) すべての申込書類が揃わないまま申込書が提出されることがあります

(申込書類を小出しに提出されますと迅速な審査が実施できません)



2 「資金使途・必要額・必要理由」や「事業実態」の確認をお願いします

(1) 「資金使途・必要額・必要理由」の確認

申込金融機関の事前チェック, 妥当性等の判断のないものがあります

(当協会の照会に対し「顧客の申出」としか回答が得られないケースがあります)

(2) 「事業実態」の確認

新規の取組先について事業実態が把握されていないものがあります

(申込後に当協会から調査を依頼することとなるため時間がかかるケースがあります)

3 保証制度の基本的な事項については電話照会ではなく、まずは制度要綱やホームページにてご確認ください



鹿児島県の中小・小規模企業者にご利用いただける給付金

給付金(金)

【持続化給付金】(事業者用)

- ・2019年12月までに開業届を提出していること
 - ・売上が前年同月比で50%以上減少している場合
(前年総売上ー(前年同月比50%減少月×12))
- ※1~12月の内、ひと月でも半減の月があれば該当します
- ★法人上限200万円 個人上限100万円

【特別定額給付金】(生活支援給付金)

- ・全ての国民
 - ・所得制限なし
- ★1人につき10万円
→申込手続きは市町村が窓口

マイナンバーカードをお持ちの方はネット申請可能。
通知カードの方は郵送での申請になります。



【小規模事業持続化補助金】

コロナの影響で売上が減少している
[要件]

- ① サプライチェーンの毀損への
- ② 非対面型ビジネスモデルへの
- ③ テレワーク環境の整備

★最大100万円上限 2/3補助

※補助を申請する経費の1/6以上が、要件
※希望者には補助金希望額の50%が先に

【小規模事業持続化補助金】

- ・開業届が必要
- ★上限50万円 2/3補助
・補助対象：店舗の改装、HP作成・開

【IT導入補助金】

- ・ソフトウェア購入費用、ソフトウェア
- ★特別枠30万~450万円
※通常のA・B類型と異なるC類型として補

【ものづくり補助金】

- ・設備投資：通常より補助率を2/3引
- ★単価50万以上の設備投資
上限1,000万円 下限100万

国

県

市

【鹿児島県休業協力金】 お問い合わせ先 電話番号：099-286-2580

※受付開始：令和2年5月11日~6月30日

- ・休業要請に対応した遊興施設、学校、100㎡以上の学習塾など、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル等、100㎡以上の商業施設で4月25日~5月6日まで休業した
- ・営業時間短縮に協力した食事提供施設。

★中小企業20万円

★個人事業10万円(複数店舗を有する事業者には10万円上乘せ)

【鹿児島市事業継続支援金】 ※現在検討中 お問い合わせ先 産業局産業振興部産

- ・鹿児島市内における不特定多数の者が来店・利用を控えることによって売上が減少している第
- ・対象業種：小売業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、
- ・令和2年3・4・5月いずれか1か月(対象月)の売上が前年同月に比べ20%以上50%未満減少していること

★上限30万円

補助金・助成金について

提供 鹿児島県よろず支援拠点(099-219-3740)

(令和2年5月13日時点)

助金(モノ)

(特別対応コロナ型)

事業者が対象。

対応
轉換



に該当する事業に使われる必要がある。
支払われる。

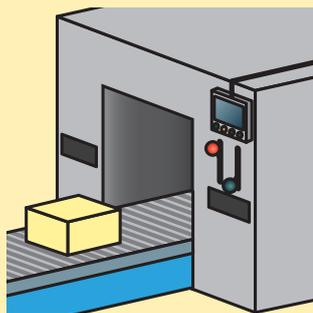
(一般型)

業、広告掲載、チラシカタログの作成など

のレンタル費用等

助率2/3

上げ



事業者



業支援課 電話番号:099-216-1322

3次産業の中小企業者等

医療・福祉、道路旅客運送業、自動車賃貸業など

し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が前年同月に比べ50%未満減少

助成金(人)

【雇用調整助成金】

- ・売上が5%以上減少
- ・一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った事業主
- ・一定の要件を満たせば最大94%補助

※借りたい事業者が先に100%支払後に助成金が出る

※雇用保険の被保険者でない労働者の休業も対象になる

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

★最大8,330円/人×休業日数

【小学校休業等対応助成金】(生活支援給付金)

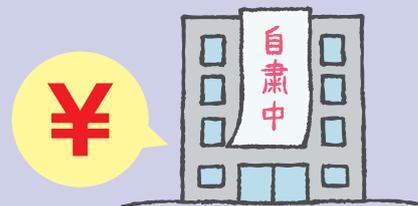
- ・子供への対応が必要となった労働者(正規・非正規問わず)に有給の休暇を取得させた事業主

★上限8330円/人×休暇取得日数



【新たな支援金予定】

家賃等に幅広く充てていただくため、新たに「支援金(仮称)」を創設する予定としています。



中小・小規模企業者のための経営相談窓口一覧

県内各地の中小企業支援機関が、相談窓口を開設しています。
 国・県だけでなく、市町村単位でも独自の中小企業支援策を実施しておりますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

鹿児島県	日本政策金融公庫 鹿児島支店(中小企業事業)	099-223-2221
	日本政策金融公庫 鹿児島支店(国民生活事業)	099-224-1241
	日本政策金融公庫 鹿屋支店 (国民生活事業)	0994-42-5141
	日本政策金融公庫 川内支店 (国民生活事業)	0996-20-2191
	商工中金 鹿児島支店	099-223-4101
	鹿児島商工会議所	099-225-9500
	川内商工会議所	0996-22-2267
	鹿屋商工会議所	0994-42-3135
	枕崎商工会議所	0993-72-3341
	阿久根商工会議所	0996-72-1185
	奄美大島商工会議所	0997-52-6111
	南さつま商工会議所	0993-53-2244
出水商工会議所	0996-62-1337	

鹿児島県	出水商工会議所	0996-62-1337
	指宿商工会議所	0993-22-2473
	いちき串木野商工会議所	0996-32-2049
	霧島商工会議所	0995-45-0313
	鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
	鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
	鹿児島県よろず支援拠点	099-219-3740
	中小機構 九州本部 経営支援部 経営支援課	092-263-0300
	九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5447
	奄美群島振興開発基金 本部	0997-52-4511
	徳之島事務所	0997-82-0309
	沖永良部事務所	0997-92-1314

セーフティネット危機関連保証認定の各市町村窓口一覧

本店所在地(個人事業主は主たる事業所所在地)の市町村にて認定書を取得してください。
 なお、認定申請は、窓口混雑緩和による感染症対策、認定事務負担の軽減を図るため、
 原則として金融機関による代理申請を行うこととされました。

市町村名	担当課	電話番号
鹿児島市	産業支援課	099-216-1324
薩摩川内市	商工政策課	0996-23-5111
鹿屋市	商工振興課	0994-31-1164
枕崎市	水産商工課	0993-73-1092
いちき串木野市	水産商工課	0996-33-5638
阿久根市	商工観光課	0996-73-1114
出水市	シティセールス課	0996-63-4040
指宿市	商工水産課	0993-22-2111
伊佐市	企画政策課	0995-23-1322
南さつま市	商工水産課	0993-76-1606
霧島市	商工振興課	0995-64-0912
始良市	商工観光課	0995-66-3145
垂水市	水産商工観光課	0994-32-1486
日置市	商工観光課	099-248-9409
曾於市	商工観光課	0986-76-8282
志布志市	港湾商工課	099-474-1111
南九州市	商工観光課	0993-83-2511
西之表市	経済観光課	0997-22-1117
奄美市	商工情報課	0997-52-1127
十島村	地域振興課	099-222-2101
三島村	経済課	099-222-3141
さつま町	商工観光PR課	0996-53-1111

市町村名	担当課	電話番号
長島町	水産商工課	0996-86-1137
湧水町	産業振興課	0995-74-3111
大崎町	企画調整課	099-476-1111
東串良町	企画課	0994-63-3122
肝付町	産業創出課	0994-67-2116
錦江町	産業振興課	0994-22-3034
南大隅町	商工観光課	0994-24-3115
中種子町	企画課	0997-27-1111
南種子町	企画課	0997-26-1111
屋久島町	産業振興課	0997-43-5900
龍郷町	企画観光課	0997-69-4512
徳之島町	地域営業課	0997-83-4111
天城町	商工水産観光課	0997-85-5382
伊仙町	きゅらまち観光課	0997-86-3111
宇検村	産業振興課	0997-67-2215
喜界町	企画観光課	0997-65-3683
瀬戸内町	商工観光課	0997-72-1115
知名町	企画振興課	0997-84-3162
大和村	企画観光課	0997-57-2111
与論町	商工観光課	0997-97-4902
和泊町	企画課	0997-84-3512

鹿児島県信用保証協会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館



- 保証部 4F
TEL. 099-223-0271 FAX. 099-222-1093
- 経営支援部 4F
TEL. 099-223-0274 FAX. 099-222-1093
- 管理部 3F
TEL. 099-223-0272 FAX. 099-223-0318
- 総務部 4F
TEL. 099-223-0273 FAX. 099-223-6399

- アクセス
- 市電 「朝日通」電停下車
 - バス 「金生町」又は「市役所前」バス停下車

ホームページアドレス
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

鹿児島県信用保証協会 検索

信用保証に関する
 苦情・質問などの
 ご相談をお受けしています

【苦情相談窓口】 TEL:099-223-0530



燃ゆる感動 かがしま国体
 第75回国民体育大会

燃ゆる感動 かがしま大会
 第20回全国障害者スポーツ大会

熱い鼓動 風は南から 2020